

監理実施機関要件確認申請書

関係自治体 殿

所在地
名称
代表者の役職・氏名

国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領第2の2の規定に基づき、下記のとおり、監理実施機関の要件を満たしていることの確認を申請します。

記

1 監理実施機関に関する事項

(1) 監理実施機関の名称

(2) 主たる営業所の所在地

(3) 連絡先

TEL :

メールアドレス :

(4) 役員

別紙のとおり

(5) 設立年月日

(6) 職員数 名

常勤職員数 名

(常勤職員数のうち、国家戦略特別区域外国人美容師育成事業(以下「本事業」という。)に従事する職員数 名)

(7) 本事業の責任者（管理者）の役職・氏名

2 監理実施機関の要件に関する事項

- (1) 本事業に係る育成計画の策定及び実施に関する監理に必要な事務を行う人員等が確保されていること

※人員については、本事業における監理に必要な事務が実施可能な人数を確保することとし、以下の例を参考に、監理、労務・人事関係業務に精通し実施能力がある人員体制を確保していることが分かる事業計画書等の書類を添付

例：①育成計画の策定及び監査の実施に関する事項については、想定する育成機関数の規模、担当者の経歴・資格・氏名等、担当者1名当たりが担当する育成機関数、監査の実施体制・方法等（監査の実施予定回数、実施人数、確認事項（業務実態、賃金の適正な支払い、健康診断の適正な実施、安全衛生教育の適正な実施、労働保険・社会保険の加入状況等）、確認すべき書類（賃金台帳、タイムカード、就業規則、時間外労働及び休日労働に関する協定、健康診断の実施記録、安全衛生教育の実施記録等）及びその確認方法（チェックリスト等））を記載

②実践的な美容に関する知識及び技能に係る修得状況の評価に関する事項については、評価予定時期、評価実施場所、評価担当者の経歴・資格・氏名等、評価基準及び評価手法等を記載

- (2) 本事業に係る育成計画の策定及び実施に関する監理を行うことを健全に遂行するに足りる財産的基礎を有するものであること

※財務諸表等の財務状況が分かる書類を添付

- (3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく無料職業紹介の許可を受けていること又は届出を行っていること

※職業紹介に係る許可又は開始届出受理に係る文書を添付

- (4) 営利を目的としない本邦の法人であること

※登記事項証明書、定款の写し等非営利法人であることを証明する書類を添付

- (5) 外国人美容師等の苦情及び相談を受ける窓口を設け、適切に対応できる体制が構築されていること

※担当者の役職・資格・氏名等、相談の実施体制・方法等（例：相談窓口の連絡先、相談担当者、相談受付メールアドレス、相談を受け付けた場合の処理方法、相談記録様式、相談記録の保存期間等）が分かる書類を添付

(6) 特定美容活動に係る経費の確保及び担保措置に関する事項

※第11の2に規定する帰国旅費の負担の方法について記載

(7) 特定美容活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

※第12の1に規定する特定美容活動の継続に必要な措置について記載

(8) 次のいずれかに該当する法人でないこと

項目	該当	
	法人	役員
イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	—	有・無
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	—	有・無
ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	—	有・無
ニ その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの	有・無	—
ホ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの	有・無	—
ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	有・無	—

育成計画認定申請書

関係自治体 殿

(育成機関)

所在地

商号・名称

代表者の役職・氏名

国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領第4の1の規定に基づき、下記に係る育成計画を別紙のとおり作成したので申請します。

記

1 対象の外国人美容師

氏名：

住所：

国籍：

2 育成期間： 年 月 日～ 年 月 日（ 年 ヶ月）

3 特定美容活動を実施する美容所名：

特定美容活動を実施する美容所の所在地：

当該美容所における合計受入人数： 名

うち受入済み： 年度 名、 年度 名、 年度 名

受入見込み： 年度 名

※既に受け入れている外国人美容師数及びこれから受入見込みの外国人美容師数を、受入れを開始した（開始する）年度毎に記載

※美容師法第12条に規定する確認を受けたことを証する旨の書類を添付

4 要件への該当

(1) 外国人美容師に係る要件

※成績証明書等成績優秀かつ素行が善良であることを示す書類を添付

※美容師養成施設の卒業証明書又は卒業見込み証明書等特定美容活動に従事する時点で卒業していることが分かる書類を添付

※美容に関する知識及び技能を高めようとする意思及び帰国後、日本式の美容に関する技術・文化を世界へ発信する意思を有することを示す書類を添付

※「日本語能力試験（JLPT）」のN2程度その他これと同等以上の能力を有することを証する書類を添付

※在留カードの写し等特定美容活動に従事する時点で満18歳以上であることを証する書類を添付

※美容師免許証の写し（美容師免許証がない場合は、美容師国家試験の受験申込書、受験票又は美容師国家試験合格証書の写しを添付ただし、美容師免許証の取得後速やかに美容師免許証の写しを提出すること。）を添付

(2) 育成機関に係る要件

※労働条件の確保については「労働条件通知書の写し」、安全性の確保については「労働災害の防止及び安全衛生の管理に係る取組内容」（労働安全衛生法に基づく雇入れ及び作業内容変更時の安全衛生教育の実施（注）並びに雇入れ時及び定期健康診断の実施について等）、雇用保険等についてはその証明等を添付

（注）具体的には、

- 美容器具等の安全な取扱方法
- 作業手順
- 作業開始前点検に関する事項
- 疾病の原因及び予防に関する事項
- 整理、整頓及び清潔の保持に関する事項
- 事故時における応急措置及び退避に関する事項
- その他安全及び衛生に関する対策等

次のいずれかに該当するものでないこと

項目	該当	
	法人	役員
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	—	有・無
ロ 出入国若しくは労働に関する法律の規定又は当該規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	—	有・無
ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第50条（第2号に係る部分に限る。）及び第52条の規定を除く。）により、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条	—	有・無

の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者		
ニ 健康保険法（大正11年法律第70号）第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第51条前段若しくは第54条第1項（同法第51条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第102条、第103条の2若しくは第104条第1項（同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第46条前段若しくは第48条第1項（同法第46条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第83条若しくは第86条（同法第83条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	—	有・無
ホ 精神の機能の障害により本事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	—	有・無
ヘ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	—	有・無
ト 過去5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者	—	有・無
チ 暴力団員等	—	有・無
リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの	—	有・無
ヌ 法人であって、その役員のうちイからリまでのいずれかに該当する者があるもの	有・無	—
ル 暴力団員等がその事業活動を支配する者	有・無	—

別紙

育成計画

1 実践的な美容に関する知識及び技能を修得するための計画及び施設に関する事項

(1) 実践的な美容に関する知識及び技能を修得するための計画案

年目	目標	業務内容	目標達成のために実施する事項

* 段階的に従事する美容業務に内容及び目標とする知識及び技能のレベルをまとめた計画案を作成すること。

* 目標とする知識及び技能のレベルの中に、次の安全衛生教育の内容が全て網羅されていること。

- 美容器具等の安全な取扱い方法
- 作業手順
- 作業開始前点検に関する事項
- 疾病の原因及び予防に関する事項
- 整理、整頓及び清潔の保持に関する事項
- 事故時における応急措置及び回避に関する事項
- その他安全及び衛生に関する対策等

なお、一部内容を新人研修等で集中的に実施する対応も可。

(2) 施設

美容所名

所在地

施設概要

※美容所の従業員数、面積及び座席数の概要等を記載し、店舗内部の図面・写真等を添付

2 在留中の住居の確保に関する事項

※賃貸物件又は自社所有建物等の住所及び概要を記載（予定を含む）

※既に賃貸借契約を締結している場合には、当該契約書を添付

3 外国人美容師が母国に一時帰国可能な程度の休暇の取得に関する事項

※労働条件通知書、雇用契約書等休暇の取得に関する事項が分かる書類を添付

4 美容に関する指導を行う者及び我が国における生活上の留意点について指導するとともに、外国人美容師の生活状況を把握し、外国人美容師の相談を受ける等問題の発生を未然に防止するための生活指導を行う者の任命並びに配置する管理美容師に関する事項

(1) 美容業務に関する指導を行う者

氏名

勤務先 ※勤務する会社及び美容所名を記載

経歴 ※美容に関する実務経験等を記載

※美容師免許の写しを添付

(2) 我が国における生活上の留意点について指導するとともに、外国人美容師の生活状況を把握し、外国人美容師の相談を受ける等問題の発生を未然に防止するための生活指導を行う者

氏名

勤務先 ※勤務する会社及び美容所名を記載

経歴 ※人事管理等に関する実務経験等を記載

(3) 管理美容師

氏名

経歴 ※美容に関する実務経験等を記載

※美容師免許の写し及び管理美容師であることを証明する書類を添付

5 報酬、労働・社会保険への加入の状況及び財産的基盤に関する事項

※外国人美容師に支払う予定の報酬額が、日本人と同等額以上である根拠を提出（日本人向け求人票や外国人美容師との雇用契約書の写し、現に働いている者の給与例等を添付）

※労働保険の事業者番号、年金の事業者番号等が確認できる書類を添付

※過去3年間の経営が安定していることを証する財務諸表等を添付

6 外国人美容師との面接及び外国人美容師からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）に関する事項

7 特定美容活動に係る経費の確保及び担保措置に関する事項

8 特定美容活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

9 外国人美容師に特定美容活動以外の業務（物品の販売、客引き等）を行わせない旨の誓約に関する事項

※労働条件通知書、雇用契約書等労働条件が分かる書類を添付

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する「接待」を行わせ
ない旨の誓約書を添付

※外国人美容師に特定美容活動以外の業務（物品の販売、客引き等）を行わせない旨の誓約書を添付

育成計画の申請に係る意見書

関係自治体 殿

監理実施機関名
代表者名

国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領【第4の1又は第5の4】の規定に基づき、【育成機関名】から 年 月 日付け申請のあった育成計画について、下記のとおり、意見を通知します。

記

1. 美容師養成施設における美容に関する業務に従事するために必要な知識及び技能の修得の状況について
本件申請に係る外国人美容師となることを希望する者は、必要な知識及び技能を修得しており、また、成績優秀である。
2. 育成計画について
計画の内容は、申請に係る美容所において実施可能であり、期間全体を通じて実践的な美容に関する知識及び技能の向上が図られることが確実と認められる。
また、外国人美容師の美容に関する技能を必要としない業務又は同一の作業の反復のみによって修得できる美容に関する業務に従事させるものでないことが確認できる。
3. 修得状況の評価について
当団体における実施体制・方法・実施項目は・・・を予定している。
当団体が実践的な美容に関する知識及び技能に係る修得状況の評価を実施することについて、特段の支障がないと認められる。

別記様式第4号

文 書 番 号
年 月 日

育成計画認定通知書

育成機関の代表者殿
外国人美容師殿

関係自治体

国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領第4の5の規定に基づき、下記のとおり認定しましたので、同要領第4の6に基づき通知します。

記

- 1 育成機関名及び機関の所在地
- 2 特定美容活動を実施する美容所及び美容所の所在地
- 3 外国人美容師の氏名、住所及び国籍
- 4 育成期間
- 5 認定した育成計画の内容

※育成機関の代表者宛及び外国人美容師宛の通知書はそれぞれ別葉とする

※育成計画の写しを添付

育成計画変更申請書

関係自治体 殿

(育成機関)

所在地

商号・名称

代表者の役職・氏名

【文書番号】により【認定又は育成計画の変更が承認】された【外国人美容師の氏名】の育成計画について、国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領【第5の1又は第12の2】の規定に基づき、下記のとおり変更を申請する。

記

1 変更事項

(変更前)

(変更後)

2 変更理由

※変更前、変更後の育成計画を添付

別記様式第6号

文 書 番 号
年 月 日

育成計画変更承認通知書

育成機関の代表者殿
外国人美容師殿

関係自治体

国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領【第5の2又は第12の3】に基づき、下記のとおり変更を承認しましたので、同要領【第5の3又は第12の4】に基づき通知します。

記

- 1 育成機関名及び機関所在地
- 2 外国人美容師の氏名、住所及び国籍
- 3 育成期間
- 4 変更を承認した育成計画の内容

※育成機関の代表者宛及び外国人美容師宛の通知書はそれぞれ別葉とする

※育成計画の写しを添付

修得状況評価実施報告書

関係自治体 殿

所在地
名 称
代表者の役職・氏名

【文書番号】により【認定又は育成計画変更が承認】された【外国人美容師の氏名】の育成計画について、国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領第7の1に基づき美容に関する実践的な知識及び技能に係る修得状況の評価を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施場所及び実施日
- 2 評価を行った外国人美容師等
氏名
住所
国籍
- 3 監理実施機関の実施体制
※評価を実施した者の役職、氏名を記載
- 4 評価の内容
※育成計画に基づく目標とする知識及び技能のレベルについて評価結果を添付

通 知 書

育成機関の代表者殿
外国人美容師殿

関係自治体

外国人美容師の美容に関する実践的な知識及び技能に係る修得状況の評価に関する報告があった件について、国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領第7の2に基づき、下記のとおり外国人美容師が特定美容活動を継続することの適否を通知します。

記

- 1 育成機関
名称
所在地
代表者の氏名

- 2 対象の特定美容活動
外国人美容師の氏名
外国人美容師の住所
外国人美容師の国籍
育成期間
美容所名
美容所所在地

- 3 特定美容活動を継続することの適否

育成状況報告書

監理実施機関の代表者殿

所在地

商号・名称

代表者の役職・氏名

【文書番号】により【認定又は育成計画変更が承認】された【外国人美容師の氏名】の育成計画について、国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領第8の2に基づき、下記のとおり外国人美容師の育成状況を報告します。

記

1 育成計画の実施状況

※育成計画についての実施状況等を記載

2 労働に関する法律の規定及び社会保険に関する法律の規定の遵守に関する事項

※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載

3 実践的な美容に関する知識及び技能の修得に係る事項

4 その他

※関係自治体から指示があった場合において、指示に従い記載

育成状況報告書

関係自治体殿

所在地
名 称
代表者の役職・氏名

【文書番号】により【認定又は育成計画変更が承認】された【外国人美容師の氏名】の育成計画について、国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領第 8 の 1 に基づき監査を行い、育成機関から第 8 の 2 に基づく受入状況の報告があったので、第 8 の 3 に基づき、下記のとおり外国人美容師の受入れ状況を報告します。

記

1 監査の実施

(1) 実施場所及び実施日

(2) 監理実施機関の実施体制

※監査を実施した者の役職、氏名を記載し、そのうち 1 名を責任者として記載

(3) 監査の実施方法

※育成機関の対応者、聞き取り、帳簿の確認等受入状況の確認方法を記載し、必要に応じ帳簿の写し等を添付

2 育成状況

(1) 育成計画の実施状況

※育成計画についての実施状況等を記載

(2) 労働に関する法律の規定及び社会保険に関する法律の規定の遵守に関する事項

※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載

(3) 実践的な美容に関する知識及び技能の修得に係る事項

※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載

(4) その他

※関係自治体から指示があった場合において、指示に従い記載

面接状況報告書

関係自治体殿

(監理実施機関)

所在地

名 称

代表者の役職・氏名

【文書番号】により【認定又は育成計画変更が承認】された育成計画に係る【外国人美容師の氏名】について、国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領第9の1に基づき面接を行ったので、以下とおりの報告します。

記

- 1 面談日時
- 2 面談の実施方法
- 3 懸案事案の有無（有の場合はその詳細）
- 4 対応方針

育成機関の要件適合確認申請書

監理実施機関の代表者殿

所在地
商号・名称
代表者の役職・氏名

国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領（以下「要領」という。）第 10 の 1 の規定に基づき下記のとおり、育成機関の要件を満たしていることの確認を申請します。

記

1 確認対象に関する事項

(1) 商号・名称

(2) 主たる営業所の所在地

(3) 連絡先

TEL :

メールアドレス :

2 育成機関の要件に関する事項

要領第 2 の 3 に掲げる事項について、別紙のとおり

別紙

育成機関の要件に関する事項

1 実施美容所

- (1) 特定美容活動を実施する予定の美容所名：
- (2) 特定美容活動を実施する予定の美容所の所在地：
- (3) 美容所の概要

※従業員数、施術メニュー、面積及び座席数の概要等を記載し、店舗内部の図面・写真等を添付

2 管理美容師

氏名：

※1の美容所に配置している管理美容師を記載

3 財産的基盤に関する事項

※過去3年間の経営が安定していることを証する財務諸表等を添付

4 報酬、労働・社会保険への加入の状況

※外国人美容師に支払う予定の報酬額が、日本人と同等額以上である旨を記載

※労働保険の事業者番号、年金の事業者番号等を記載

5 次のいずれかに該当するものでないこと

項目	該当	
	法人	役員
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	—	有・無
ロ 出入国若しくは労働に関する法律の規定又は当該規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	—	有・無
ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 50 条（第 2 号に係る部分に限る。）及び第 52 条の規定を除く。）により、又は刑法（明治 40 年法律第 4 5 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	—	有・無
ニ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 208 条、第 213 条の 2 若しくは第 214 条第 1 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 156 条、第 159 条若し	—	有・無

くは第 160 条第 1 項、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 51 条前段若しくは第 54 条第 1 項（同法第 51 条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 102 条、第 103 条の 2 若しくは第 104 条第 1 項（同法第 102 条又は第 103 条の 2 の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 46 条前段若しくは第 48 条第 1 項（同法第 46 条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 83 条若しくは第 86 条（同法第 83 条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者		
ホ 精神の機能の障害により本事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	—	有・無
へ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	—	有・無
ト 過去 5 年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者	—	有・無
チ 暴力団員等	—	有・無
リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの	—	有・無
ヌ 法人であって、その役員のうちイからリまでのいずれかに該当する者があるもの	有・無	—
ル 暴力団員等がその事業活動を支配する者	有・無	—

要件適合確認通知書

要件適合確認申請者 殿

(監理実施機関)

所在地

商号・名称

代表者の役職・氏名

国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領（以下「要領」という。）第 10 の 2 の規定に基づき、 年 月 日付で申請のあった【商号・名称】は、【申請日】時点において、要領第 2 の 3 に掲げる育成機関の要件を満たして【いる又はいない】ので通知します。

(注) この通知結果は、育成計画の認定を保証するものではありません。

報告書

関係自治体殿

(監理実施機関)

所在地

名称

代表者の役職・氏名

【文書番号】により【認定又は育成計画変更が承認】された育成計画に係る【外国人美容師の氏名】について、国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領第 14 の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 報告の根拠

第 14 の・・・に基づく報告

2 報告に係る育成機関、美容所及び外国人美容師

※育成機関・美容所の名称・所在地

※外国人美容師の氏名、国籍を記載

3 報告の内容

※第 14 の 1 の場合は、帰国先、育成期間、特定美容活動の概要（実施状況）、外国人美容師の自己都合により特定美容活動を終了した場合にはその理由を記載すること。

※第 14 の 2 の場合は、一時帰国先、休暇期間を記載

※第 14 の 3 の場合は、変更事項及び変更理由を記載

※第 14 の 4 から 8 までの場合は、事象の概要及び今後の対応方針を記載